

しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど  
**(4) 心身障害者扶養共済制度**

せいど がいよう 制度の概要	
しょうがいのあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者のかたに万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のあるかたに終身にわたり一定の年金を支給する制度です。	
かにゆう ほごしゃ 加入できる保護者	しょう ほんい 障害者の範囲
しょうがいのあるかたを現に扶養している保護者であって以下の要件を満たしているかた ①年齢が65歳未満である ②生命保険に加入できる健康状態である ※障害のある方一人に対して、加入できる保護者は一人です。	① 知的障害者 ② 身体障害者 手帳1～3級 ③ 精神または身体に永続的に障害のあるかたで上記と同程度のかた
かけ きん 掛金	ねんきん しきゆう 年金の支給
[月額] 一口 9,300～23,300円 ※保護者の年齢によりちがいます。 ※減免制度あり	[月額] 一口加入者 2万円 二口加入者 4万円 ※終身支給
た その他	しん せい さき 申請先
・加入者より先に障害者が死亡した場合は弔慰金が支払われます。 ・5年以上加入したのちに脱退した場合は一時金が支払われます。	ほっかいどうほけん ふくしよふくしきよく 北海道保健福祉部福祉局  しょう しゃほけん ふくしか 障害者保健福祉課  ☎ 011-204-5277

